

# 性暴力被害の根絶に向けて、社会全体での取組を！

## ◇被害の現状

令和元年6月から8月末における「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」での面談による被害相談（女性の被害者 97.8%）

- 被害者の年齢…20歳代が最多、19歳以下が全体の約4割
- 加害者との関係…「友人・知人」21.8% 「職場・バイト先関係者」14.7% 「親」13.2% 「知らない人」12.0% 「SNS・ネットで知り合った人」11.4% 「その他家族・親族」6.1% 「(元)交際相手」5.5% 「その他」5.0% 「学校・大学の教員・コーチ」4.9% 「(元)配偶者」3.6% 「不明」1.7%

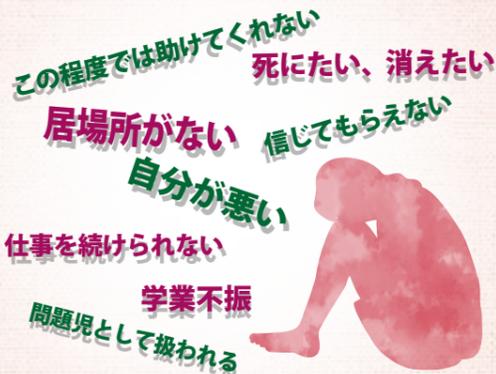
※「内閣府：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書」令和2年3月

## ◇「生きづらさ」を抱え、一人で苦しむ被害者

性暴力被害により精神的・身体的健康に大きな影響を与えられた被害者は、日常生活や社会生活において様々な困難を抱えることになり、生きづらいつら状況に置かれています。

また、被害者自身が被害を「被害」として認識することが難しかったり、「相談していいことと思えない、思わない」「親や学校に知られたくない」などと考えてしまうことが、支援や相談につながることを難しくしている背景があると指摘されています。

※「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書  
平成30年9月 内閣府男女共同参画局



性暴力の加害者・被害者・傍観者にならない！

## 毎年4月は

### 「若年層の性暴力被害予防のための月間」

国は、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防を方針にあげています。

そこで、毎年入学・進学時期である4月に実施してきた「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間を、令和3年4月から「若年層の性暴力被害予防のための月間」と改め、若年層の性被害に関するより広い問題の広報・啓発を徹底的に強化するとしています。

#### ◇若年層の様々な性暴力の予防啓発

- ・AV出演強要 ・JKビジネス ・レイプドラッグ
- ・相手の酩酊状態に乗じた性的行為
- ・セクシュアルハラスメント ・痴漢 など

#### ◇性暴力被害に関する相談先の周知

#### ◇周りからの声かけの必要性などの啓発

被害者の尊厳を踏みにじり、長期に渡って心身に深刻な影響を及ぼす性暴力。その根絶に向けて、私たち一人ひとりが社会全体の問題として認識し、取り組んでいくことが大切です。

## 安心して相談できる窓口があります。

### 【おもな相談先】

#### ■性犯罪・性暴力被害

- 性犯罪被害相談電話（警察） #8103
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
東京都 性暴力救援ダイヤル NaNa  
24時間ホットライン 03-5607-0799  
※性犯罪・性暴力に関する相談について、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行う。
- 性暴力に関するSNS相談  
「Cure time」(キュアタイム) (内閣府)

#### ■「AV出演強要」「JKビジネス」に関するトラブル

- 警察相談専用電話 #9110

#### ■法的トラブル

- 日本司法支援センター（法テラス）  
0570-078374

#### ■性的画像を含むインターネット上の問題

- 女性の人権ホットライン（法務局）  
0570-070-810

モデルになりませんか



事務所と契約し、撮影現場に行くと、AVへの出演だった…。

18歳の誕生日を境に、急に何かが変わるわけではないのに、法制度はそこで分けられている。18歳以上の女子に対する規範の曖昧さが18歳未満の児童への規制も緩め、18歳未満の児童への規制が強いほど、その保護が切れた直後の18、19歳については、誠に心もとない危険な状態となっているのです。

甘く、契約を盾に出演が強制され、レイプや性交が実写されることもあり、心身ともに痛めつけられるだけではなく、映像がネット上に安易に流れてしまいます。未成年であれば契約を取り消せますが、成人だと契約も取り消せず、適切な処罰法もないので、有害業務として職業安定法違反などが適用されています。有害業務であることにちがいがありませんが、これは有害というより性的虐待です。それを労働法制としてしか取締りできないことに違和感を覚え、さらに問題なのは映像がネット上に流れていることで、これはほとんど法規制されていません。

## 少女・若い女性に寄り添う

# 若草プロジェクト

貧困、虐待、DV、いじめ、性的搾取、薬物依存など、様々な困難に苦しむ、生きづらさを抱える少女・若年女性たちの人権と尊厳を護り、誰も取り残さず、一人ひとりに寄り添うことをミッションとして、2016年に設立。



「つなぐ」「まなぶ」「ひろめる」を3つの柱として、LINE相談の実施や若草ハウスの運営、支援者のためのマニュアル発行や問題を社会に訴えるためのシンポジウムの開催など、様々な事業を展開している。



## まちなか保健室

「心や体の不調が気軽に相談できて、別に相談することがなくても、ちょっと一休みしたいという人に来てもらえる、学校の保健室のような場所を作りたい」という企画により開設されたまちなか保健室

（東京都千代田区外神田2-1-3  
4月中旬、外神田2-1-8に移転予定）

Little Women Project  
若草プロジェクト  
https://wakakusa.jp.net

目の前にいる少女たちに手を差し伸べて

昨年7月、若草プロジェクトは、「まちなか保健室」を秋葉原近くにオープンしました。私が秋葉原の地にこだわったのは、秋葉原がいつの間にか少女を呼び込む風俗街になっていて、明らかに他の風俗街より年齢の低い女性が多いことが気になっていたので。そこで、千代田区の元気な女性たちと話し合い、赤い羽根基金の助成を受けて開設したまちなか保健室が、コロナ禍で大活躍することになりました。

私たちは、秋葉原の街で夜回りも始め、通行人に声をかけている女性たちに、マスクなどのほんの小さなプレゼントを添えてチラシを渡し、何か困ったことがあったらいつでもきてね、と声をかけています。一人ひとりの困難は一朝一夕には解決しませんが、来訪者が一息つけて、もう少し頑張れるかもと思ってくれるような場所になれば…。そんな想いで、保健室のドアを開けています。

目の前にいる支援を必要としている若年女性たちに、多くの人が手を差し伸べてくれれば、随分の女性たちが困難な状況からほんの少しでも逃れ、生き延びることができるようではないでしょうか。見て見ぬふりをしない、声をかけるだけでもいい、彼女たちにとって信頼できる大人になって彼女たちと繋がる。どんな困難を家庭に抱えていても、どの子にとっても安心で居心地がよくて排除されない地域を作る—そんなことを社会全体が始めてくれたらいいなと思っています。